

# 届出をお忘れなく

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。

届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができないことがありますので、事前にご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

※転出先住所、転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると「転出証明書(無料)」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。

【転出届】(下野市から他市区町村に住所を移すとき)

必要なもの

・本人確認書類(免許証、パスポート等)

・住民基本台帳カード(お持ちの方)

・マイナンバーカード(お持ちの方)

・在留カードまたは特別永住者証(外国籍の方)

・印鑑(認め印可)

・委任状(代理の方が手続するとき)

・その他、返納の必要があるもの(印鑑登録証、国民健康保険証など)

【転入届】(他市区町村から下野市に住所を移すとき)

必要なもの

・前住所地で交付された「転出証明書」

・住民基本台帳カード(お持ちの方)

・マイナンバーカード(お持ちの方)

・マイナンバー通知カード(お持ちの方)

・在留カードまたは特別永住者証(外国籍の方)

・本人確認書類(免許証、パスポート等)

・印鑑(認め印可)

・委任状(代理の方が手続するとき)

・その他、該当する手続に必要な書類

## 市民課窓口の土日開庁のお知らせ

—平日に手続きができない方へ—

住所移動の時期に伴い、市民課の窓口を左記のとおり開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に確認を必要とする手続きにつきましては、お取扱いできません。また、内容によっては平日、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

### 取扱業務

届書の受付

#### ■土日開庁日

・3月25日(土)

・3月26日(日)

・4月1日(土)

・4月2日(日)

#### ■開庁時間

午前8時30分～正午

#### ■開庁場所

市役所市民課

○転入、転出、転居、世帯変更届、印鑑登録

○国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出(4月1日(土)、2日(日)のみ)

※短期保険証及び資格者証及び各種受給者証の受付はできません。

### 証明書の交付

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)、戸籍の附票の写し、身分証明書

### 取扱できない業務

・パスポート関係業務

・住居表示の届出

・住居表示地区(大光寺、花の木、大松山、駅東)への転入・転居のうち住居番号が付番されていない建物への届出

・新築への転入、転居には、建築確認証や検査済証明なども併せてご持参ください。

・他市区町村や関係各課への確認が必要な業務(児童手当認定請求、各種医療助成申請など)

※ご不明な点は事前にご確認ください。

### 問い合わせ先

市民課

☎(32)8896

## 引越し後は住民票を移しましょう

住民票は選挙人名簿などの各種登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

### 引越しする方は要注意!

異なる市区町村に転出した方で住民票を移していない、または住民票を移して3か月経過していない場合は、選挙人名簿に登録されず、新しい住所地では投票できません。

■引越し後3か月経つ前に選挙が! どうしたらいい?

国政選挙では、旧住所地に3か月以上住んでいれば、旧住所地の投票所に行つて投票することができます。

旧住所地へ行くことができない場合は、「不在者投票制度」を利用し投票できます。

■外国に引越しした場合、投票はどうしたらいい?

在外選挙制度により、国外から日本の国政選挙に投票できます。お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。

### 問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

☎(32)8916